

- ◎ 資料等、自由にご利用ください
- ◎ 記事の要望や感想をお待ちしています！  
(いわき労働基準協会までお寄せください)

Vol.10 2021.7.26

署長室よりいわきAliosを望む (R03.7撮影)

## 労働災害多発注意報発令中

建設業の現場を中心に「署長パトロール」を実施しています

「福島県建設業『ゼロ災宣言運動』2021」実施中  
御社では「ゼロ災宣言」しましたか？

## ☀熱中症のリスクが高まっています☀

梅雨明け後、いわき市内でも暑い日が続いています。7月19日及び20日には、福島県に「熱中症警戒アラート」が出されました。7月20日に実施した署長パトロールにおいてWBGT値を計測したところ、26~28度（中代謝作業において熱中症のリスクあり）でした。暑さはこれからが本番です。添付した資料（熱中症対策のインターネットサイトを多数紹介）を参考に、熱中症対策をお願いします。

### 【パトロールでお聞きした取組事例】

- ◎前日の睡眠時間や体温・血圧の表を作成し、朝、全作業員の体調確認を実施している
- ◎「飲水タイム」を設け、全作業員一斉に水・スポーツドリンクを飲ませている
- ◎安全週間中に、体調不良者が出た時を想定した「救急搬送訓練」を行った

## 「令和3年度エイジフレンドリー補助金」申請受付中！

申請期間6月11日～10月末日 補助率1/2 上限100万円

60歳以上の労働者を常時1名以上雇用している中小企業は、職場環境を改善するための補助金を申請できます。飛沫感染防止、床や通路の滑り防止対策、熱中症リスクの防止、トラック荷台への昇降設備等、各種の対策に利用できます。

詳しく（補助対象・取組み事例等）は添付資料をご覧ください！

## 2022年4月～中小企業にパワハラ防止対策を義務付け！

ハラスメント対策に関するコンサルティング・企業内研修を支援

「ハラスメント対策にどうやって取り組んだらいいかわからない」「ハラスメント防止の社内教育ができていない」「ハラスメント相談への対応方法がわからない」このようなお悩みのある中小企業を支援します（厚生労働省委託事業）。詳しくは、添付資料をご覧ください。

事務連絡  
令和3年6月30日

各	〔 都 道 府 県 市 町 村 特 別 区 〕	衛生主管部局	御中
		民生主管部局	御中
		各 都道府県労働局	労働基準部 御中 職業安定部 御中

厚生労働省 健康局 健康課  
医政局 総務課  
医薬・生活衛生局 総務課  
医薬・生活衛生局 水道課  
労働基準局安全衛生部労働衛生課  
職業安定局高齢者雇用対策課  
子ども家庭局 総務課  
社会・援護局 総務課  
社会・援護局障害保健福祉部企画課  
老健局 総務課

### 熱中症予防の普及啓発・注意喚起について（周知依頼）

日頃より厚生労働行政の推進に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

近年、熱中症による健康被害が数多く報告されており、気温の高い日が続くこれからの時期に備え、国民一人ひとりに対して熱中症予防の普及啓発・注意喚起を行う等、対策に万全を期すことが重要です。

このため、厚生労働省では、熱中症予防を広く国民に呼びかけることを目的として、多言語によるリーフレット、障がいをお持ちの方の熱中症予防のポイントをまとめたリーフレット及び職場における熱中症を予防するためのリーフレットを作成しております。本年度においても、新型コロナウイルスへの感染拡大の防止の観点には十分留意しつつ、貴自治体及び貴労働局におかれましては、本リーフレットを御活用いただき、こまめな水分・塩分の補給、扇風機やエアコンの利用等の熱中症の予防法について、医療機関、薬局、介護サービス事業者、障害福祉サービス事業者、社会福祉事業を実施する者、老人クラブ、シルバー人材センター、民生委員、保育所、児童相談所、ボランティア、事業場等を通じ、又は保健所・保健センターにおける健診、健康相談等の機会を利用して、可能な範囲で広く呼びかけていただきますようお願いいたします。

特に、熱中症への注意が必要な高齢者、障害児（者）、小児、乳幼児等に対しては、周囲の方々が協力して注意深く見守る等、重点的な呼びかけをお願いいたします。また、熱中症患者が発生した際には、救急医療機関等で適切に受け入れ、治療がなされるよう、貴管下の医療機関等への注意喚起及び周知徹底方よろしくをお願いいたします。

また、厚生労働省ホームページに、日本救急医学会作成の「熱中症診療ガイドライン2015」を掲載するとともに、「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイントをまとめていますので、併せて御活用いただきますようお願いいたします。

上記の趣旨を御理解いただき、熱中症対策への御協力をお願いいたします。

- 厚生労働省ホームページ 熱中症関連情報

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/kenkou/nettyuu/](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/nettyuu/)

「熱中症診療ガイドライン2015」

[https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/kenkou/nettyuu/nettyuu\\_taisaku/pamph.html#pamph05](https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/nettyuu/nettyuu_taisaku/pamph.html#pamph05)

- 「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイントをまとめました

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_coronanettyuu.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_coronanettyuu.html)

なお、職場での熱中症予防対策については、令和3年も「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を実施しております。

「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」の情報に加え、場所を問わずアクセスして学べる、熱中症予防のためのオンライン教育用ツールを掲載しておりますので、是非ご覧ください。

- 職場における熱中症予防ポータルサイト

「学ぼう！備えよう！職場の仲間を守ろう！ 職場における熱中症予防情報」

<https://neccyusho.mhlw.go.jp/>

さらに、令和3年4月28日から環境省と気象庁が連携し「熱中症警戒アラート」が全国で運用開始されました。「熱中症警戒アラート」は熱中症の危険性が極めて高い暑熱環境が予測される際に発表されるもので、国民に「気づき」を与え、適切な熱中症予防行動を効果的に促すための情報となっています。

「熱中症警戒アラート」が発表された地域におかれては、関係各所への速やかな情報展開及び熱中症予防対策の一層の強化等のご協力をお願いいたします。

- 環境省「熱中症警戒アラート」の全国での運用開始について

<https://www.env.go.jp/press/109467.html>

(参考) リーフレットは以下の URL からダウンロードが可能です。

- 熱中症の症状、予防法、対処法等についてのリーフレット：

[https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/kenkou/nettyuu/nettyuu\\_taisaku/pamph.html#pamph01](https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/nettyuu/nettyuu_taisaku/pamph.html#pamph01)

(日本語、英語、中国語 (繁体字)、中国語 (簡体字)、韓国語、イタリア語、インドネシア語、スペイン語、タイ語、タガログ語、ドイツ語、ネパール語、フランス語、ベトナム語、ポルトガル語)

- 障がいをお持ちの方へ…熱中症対策リーフレット：

[https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/kenkou/nettyuu/nettyuu\\_taisaku/pamph.html#pamph02](https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/nettyuu/nettyuu_taisaku/pamph.html#pamph02)

障がいをお持ちの方、

夏場の外出に慣れていない方、介助者や周囲の人、視覚障害をお持ちの方、手足・体幹の障害をお持ちの方、知的・発達障害をお持ちの方

- 「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」について：

[https://neccyusho.mhlw.go.jp/pdf/2021/coolwork2021\\_jp.pdf](https://neccyusho.mhlw.go.jp/pdf/2021/coolwork2021_jp.pdf)

- 職場における熱中症予防対策 ポータルサイト及び講習動画のご案内：

[https://neccyusho.mhlw.go.jp/pdf/2021/leaflet\\_20210609.pdf](https://neccyusho.mhlw.go.jp/pdf/2021/leaflet_20210609.pdf)

- みんなで防ごう！熱中症：(職場における熱中症予防関係)

[https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/DESIGN\\_JAPANESE\\_2.pdf](https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/DESIGN_JAPANESE_2.pdf)

(日本語、英語、インドネシア語、クメール語 (カンボジア語)、モンゴル語、ミャンマー語、ネパール語、タガログ語、タイ語、ベトナム語、中国語 (簡体字))

(担当者)

厚生労働省健康局健康課地域保健室

猪狩、守川、萩原

TEL : 03-5253-1111 (内 : 2332)

FAX : 03-3503-8563

e-mail : [communityhealth@mhlw.go.jp](mailto:communityhealth@mhlw.go.jp)

## 「令和3年度エイジフレンドリー補助金」のご案内

- 近年の高齢者の就労拡大に伴い、高齢者の労働災害が増えています。
- 高齢者が安心して安全に働けるよう、高齢者にとって危険な場所や負担の大きい作業を解消し、働きやすい職場環境をつくっていくことが必要です。
- 高齢者が就労する際に感染症予防が特に重要となる社会福祉施設、医療保健業、旅館業や飲食店等の接客サービス業等では、利用者等と密に接する業務での新型コロナウイルス感染を防止するため、対人業務を簡素化できる設備改善や作業改善が望まれています。
- エイジフレンドリー補助金は、職場環境の改善に要した費用の一部を補助します。是非ご活用ください。

**補助金申請期間 令和3年6月11日～令和3年10月末日**

### 対象となる事業者

次の（１）～（３）すべてに該当する事業者が対象です。

- （１）高年齢労働者（60歳以上）を常時1名以上雇用している  
 （２）次のいずれかに該当する中小企業事業者

業種		常時使用する労働者数	資本金又は出資の総額
小売業	小売業、飲食店、持ち帰り配達飲食サービス業	50人以下	5,000万円以下
サービス業	医療・福祉、宿泊業、娯楽業、教育・学習支援業、情報サービス業、物品賃貸業、学術研究・専門・技術サービス業など	100人以下	5,000万円以下
卸売業	卸売業	100人以下	1億円以下
その他の業種	製造業、建設業、運輸業、農業、林業、漁業、金融業、保険業など	300人以下	3億円以下

※ 労働者数若しくは資本金等のどちらか一方の条件を満たせば中小企業事業者となります

- （３）労働保険に加入している

### 補助金額

補助対象：高年齢労働者のための職場環境改善に要した経費（物品の購入・工事の施工等）

補助率：1/2

上限額：100万円（消費税を含む）

**※この補助金は、事業場規模、高年齢労働者の雇用状況等を審査の上、交付決定を行います（全ての申請者に交付されるものではありません）**



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署



一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会

# 補助対象となる職場環境の改善対策

働く高齢者を対象として職場環境を改善するための次の対策に要した費用を補助対象とします

- ◆ 働く高齢者の新型コロナウイルス感染予防のための費用
- ◆ 身体機能の低下を補う設備・装置の導入に係る費用
- ◆ 健康や体力状況等の把握に関する費用
- ◆ 安全衛生教育の実施に関する費用

## 具体的には次のような対策が対象となります

### 【働く高齢者の新型コロナウイルス感染予防】

- ◇ 介護における移乗介助の際の身体的負担を軽減する機器
  - ◇ 介護における入浴介助の際の身体的負担を軽減する機器
  - ◇ 熱中症の初期症状等の体調の急変を把握できる小型携帯機器（ウェアラブルデバイス）による健康管理システムの利用
  - ◇ 飛沫感染を防止するための対策
- ※使い捨てマスク等の消耗品、ビニールカーテン等の仮設の設備については対象となりません

### 【身体機能の低下を補う設備・装置の導入】

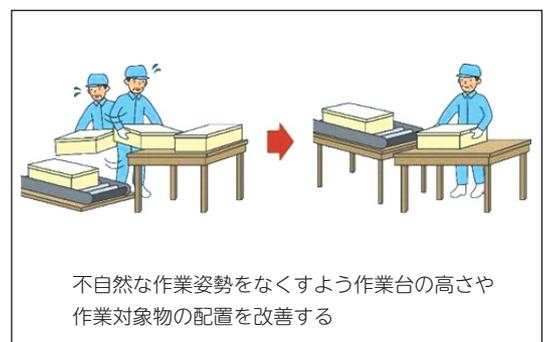
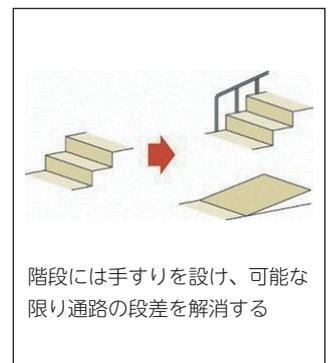
- ◇ 通路の段差の解消（スロープの設置等）、階段に手すりの設置
- ◇ 床や通路の滑り防止対策（防滑素材の採用、防滑靴の支給）
- ◇ 危険箇所への安全標識や警告灯等の設置
- ◇ 業務用の車両への自動ブレーキ又は踏み間違い防止装置の導入
- ◇ 熱中症リスクの高い作業がある事業場における休憩施設の整備、送風機の設置
- ◇ 体温を下げるための機能のある服
- ◇ 不自然な作業姿勢を改善するための作業台等の設置
- ◇ 重量物搬送機器・リフト
- ◇ トラック荷台等の昇降設備
- ◇ 重筋作業を補助するパワーアシストスーツ

### 【健康や体力の状況の把握等】

- ◇ 体力チェック
- ◇ 運動・栄養・保健指導等の実施（健康診断、歯科検診の費用を除く）
- ◇ 保健師やトレーナー等の指導による身体機能の維持向上活動

### 【安全衛生教育】

- ◇ 高齢者の特性を踏まえた安全衛生教育
- ※労働者個人ごとに費用が生じる対策（ウェアラブルデバイス、防滑靴、体力チェックなど）については、雇用する高齢労働者の人数分に限り補助対象とします



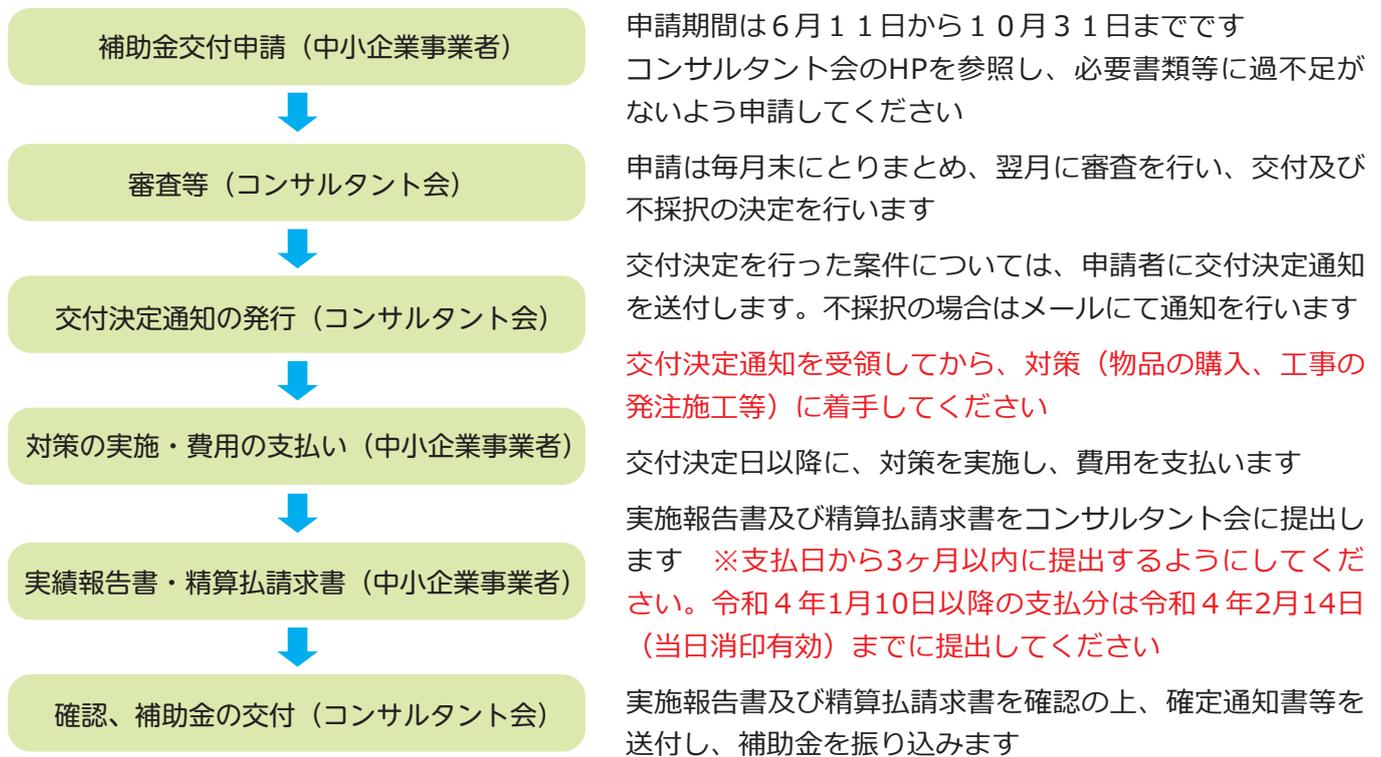
補助対象となる対策の具体例や、補助の対象とならないものについては、Q&Aにまとめていますので、申請前に必ずご確認ください。→QRコード



注：申請内容の確認のため、（一社）労働安全衛生コンサルタント会が実地調査を行うことがあります

## 申請手続き

この補助金は、（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会（以下「コンサルタント会」という。）が補助事業の実施事業者（補助事業者）となり、中小企業事業者からの申請を受けて、審査等を行い、補助金の交付決定と支払いを実施します。



### 必要な時に手続き



消費税仕入れ控除税額の確定に伴う補助金の返還  
(中小企業事業者)

この補助金に係る仕入れ控除税額が確定した後、（遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに所定の様式に従って、）コンサルタント会に提出してください  
※次のページにあるエイジフレンドリー補助金事務センターのホームページでご確認ください。

財産処分を行う場合の承認申請  
(中小企業事業者)

補助金を受けた機材等のうち50万円以上のものについて、補助を受けた年度終了後5年以内に、事業の廃止等に伴い、譲渡、廃棄等をおこなう場合には承認手続きが必要です。

## 申請に当たっての注意

- ◆ この補助金は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の対象のため、適正な運用が求められるものです。補助金の実施要領、交付規程等をよく読み、補助金の趣旨を理解した上で申請してください。
- ◆ 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた場合、交付決定の内容や付された条件に違反した場合は、補助金の返還を求めることがあります。
- ◆ 受付は、月末ごとに締め切りを設け、申請の翌月に審査と交付決定を行います。
- ◆ 交付決定を受けられなかった申請案件は、内容を再検討の上、申請期間中に再度の申請が可能です。
- ◆ **交付決定額が予算額に達した場合、申請期間中であっても受付を締め切ります。** 早めの申請をお勧めします。



この補助金についてのお問い合わせは、

## 一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会 エイジフレンドリー補助金事務センター

受付時間：平日10:00～12:00、13:00～16:00（土日祝休み）

（8月10日～13日（夏季休暇）、12月28日～1月4日（年末年始）を除く。）

◎ホームページに、交付規程、申請書様式などを掲載していますので、ご確認をお願いします。

<https://www.jashcon-age.or.jp>



### 送付先

〒105-0014 東京都港区芝1-4-10 トイヤビル5階

申請関係 または 支払関係

#### 申請関係

☎ 03-6381-7507 📠 03-6381-7508

✉ [af-hojoyojimucenter@jashcon.or.jp](mailto:af-hojoyojimucenter@jashcon.or.jp)

#### 支払関係

☎ 03-6809-4085 📠 03-6809-4086

✉ [af-shiharai@jashcon.or.jp](mailto:af-shiharai@jashcon.or.jp)

※申請関係、支払関係のお問合せ先が異なりますのでご注意ください。

### 参考情報

#### ▼取り組むべき事項を知りたいとき

高齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりのため、事業者と労働者に求められる取組を示した「**高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン**（エイジフレンドリーガイドライン）を活用しましょう

令和2年3月16日付け基安発0316第1号  
「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドラインの策定について」



#### ▼好事例を知りたいとき

⇒ 厚生労働省ホームページ

（先進企業）<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000156041.html>

（製造業）<https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/1003-2.html>

⇒ 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構ホームページ

<http://www.jeed.or.jp/elderly/data/statistics.html>

#### ▼高齢者のための対策について個別に相談したいとき

##### 中小規模事業場 安全衛生サポート事業 個別支援

労働災害防止団体が中小規模事業場に対して、安全衛生に関する知識・経験豊富な専門職員を派遣して、高齢労働者対策を含めた安全衛生活動支援（現場確認・ヒアリング・アドバイス）を行います。

##### ■労働災害防止団体 問い合わせ先

・中央労働災害防止協会	技術支援部業務調整課	03-3452-6366	（製造業、下記以外の業種関係）
・建設業労働災害防止協会	技術管理部指導課	03-3453-0464	（建設業関係）
・陸上貨物運送事業労働災害防止協会	技術管理部	03-3455-3857	（陸上貨物運送事業関係）
・林業・木材製造業労働災害防止協会	教育支援課	03-3452-4981	（林業・木材製造業関係）
・港湾貨物運送事業労働災害防止協会	技術管理部	03-3452-7201	（港湾貨物運送事業関係）

無料

#### 65歳超雇用推進プランナー・高齢者雇用アドバイザーをご活用ください

中小企業診断士、社会保険労務士等、高齢者の雇用に関する専門的知識や経験などを持っている外部の専門家が、企業の高齢者雇用促進に向けた取り組みを支援します。

##### 相談・助言

各企業の実情に応じて、以下の項目に対する専門的かつ技術的な**相談・助言**を行っています。

- 人事管理制度の整備に関すること
- 賃金、退職金制度の整備に関すること
- 職場の改善、職域開発に関すること
- 能力開発に関すること
- 健康管理に関すること
- その他高齢者等の雇用問題に関すること

無料

- お近くのお問合せ先は、高齢・障害・求職者雇用支援機構のホームページ（<http://www.jeed.or.jp>）から確認できます。
- 「65歳超雇用推進事例サイト（<https://www.elder.jeed.or.jp/>）」により、65歳を超える人事制度を導入した企業や健康管理・職場の改善等に取り組む企業事例をホームページにて公開しています。

## <中小事業主の皆様へ>

# 令和3年度 職場におけるハラスメント対策総合支援事業 (ハラスメント対策支援コンサルティング・企業内研修)

のご案内

2022年4月1日より中小企業においても、パワハラ防止対策が義務付けられます。

ハラスメント対策に取り組む中小企業を支援するため、  
専門家によるコンサルティング/企業内研修を実施します。



詳細・お申込みは、特設 Web サイト(<https://www.tokiorisk.co.jp/news/2021/2021harassment.html>)まで。

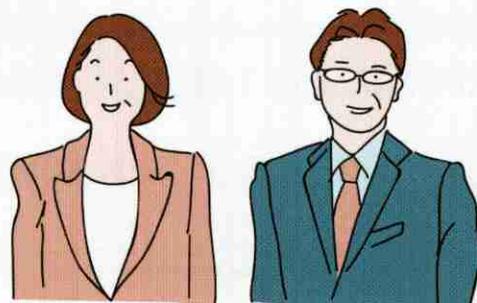
お問合せ	<b>職場のハラスメント対策総合支援事業事務局</b>	特別 Web サイト QR コード
	TEL : 03-3217-5777 (受付時間 : 平日 9:30~17:30) Email : harassment-taisaku@tokiorisk.co.jp 東京海上ディーアール株式会社 製品安全・環境本部内 〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-5-1 大手町ファーストスクエア ウェストタワー 23F	

# ハラスメント対策支援コンサルティングについて

以下のような流れで、ハラスメント対策のご支援を行います。

※感染症対策のため、原則として**オンライン（Web 会議システム）**にてご支援を実施しますが、ご要望に応じて訪問支援も可能です。

ご支援例 ※貴社状況、ご要望によります	
①	ハラスメント対策状況のヒアリング
②	対策の導入や改善に関するご提案
③	貴社状況を踏まえた研修の実施
④	取組後のフォロー（状況確認）



対象	中小企業 600 社程度（定数に達し次第終了）
実施概要	<ul style="list-style-type: none"><li>■ <b>専門家によるコンサルティングの実施</b> 専門家（社会保険労務士等）が、ハラスメント対策に関するヒアリング、取組のご提案・アドバイス、取組後のフォローアップ等を行います。</li><li>■ <b>企業内研修の実施</b> 企業が効果的にハラスメント対策を実施できるようにするため、パワハラ・セクハラ・マタハラ等の予防・解決の<b>取組のポイント、取組事例、相談対応方法</b>などについて解説します。管理職・一般従業員向け研修ほか、相談窓口担当者向け研修、人事部門向け研修も実施可能です。</li></ul>
実施期間	2021 年 6 月～2022 年 2 月

【申込方法】 特設 Web サイト（<https://www.tokiorisk.co.jp/news/2021/2021harassment.html>）よりお申し込みください。

お問合せ	<b>職場のハラスメント対策総合支援事業事務局</b>	特別 Web サイト QR コード
	TEL : 03-3217-5777（受付時間：平日 9:30～17:30） Email : harassment-taisaku@tokiorisk.co.jp 東京海上ディーアール株式会社 製品安全・環境本部内 〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-5-1 大手町ファーストスクエア ウェストタワー 23F	